

居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所 御中

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部長寿社会課担当)  
(福祉保険部介護保険課担当)

### 旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
この度、令和2年度介護サービス事業者等集団指導において通知した標記の考え方について、本市の介護サービスの需要量と介護支援専門員の業務負担等を勘案し、次のとおり一部修正を行いました。

つきましては、内容を御確認いただき、今後の業務の参考としてください。

#### 1 「旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方の一部変更について」 別紙

#### 2 主な変更点

##### (1) サービス提供の時間帯や曜日の変更

新規利用者の受け入れ等、サービス提供事業所が当該サービスを必要とする者へのサービス提供を行うための努力による時間帯又は曜日の調整を、軽微な変更と取り扱う対象とする。

##### (2) 所要の文言の整理

#### 3 備考

本件におけるサービス提供事業所の提案等による時間帯や曜日の変更は、当該サービスの提供事業所が新規利用申請者等の介護サービスを必要とする対象者に対して必要なサービスを提供するために行う努力によるものであり、介護支援専門員が他事業所利用の検討を行っても調整が困難であった場合におけるやむを得ない取扱いであって、介護支援専門員が作成する支援計画の内容に反する単なる事業所の都合による提供時間外又は曜日の変更を認めるものではありません。

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係  
担当 草野、伊藤、大谷  
電話 25-5273